

報道関係者 各位

令和3年12月24日

【照会先】

職業安定局 障害者雇用対策課

課 長 小野寺 徳子

主任障害者雇用専門官 佐藤 悦子

課 長 補 佐 内藤 彰彦

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5829、5868)

(直通電話) 03(3502)6775

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 企業名公表について ～障害者の雇用状況に改善が見られない6社を公表します～

- 民間企業については、障害者雇入れ計画の適正実施勧告を行ったにもかかわらず、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」)第47条に基づき企業名を公表することができるとされており、以下のとおり企業名を公表します。

【障害者の雇用状況に改善が見られない企業】

- 1 株式会社タウンハウジング
(本社：東京都千代田区、代表者：新田 泉、不動産賃貸業)
- 2 三栄電気工業株式会社
(本社：東京都渋谷区、代表者：一瓢 秀次、設備工事業)
- 3 シーレックス株式会社
(本社：東京都千代田区、代表者：松浦 誠、ビルメンテナンス業)
- 4 SKECHERS JAPAN合同会社
(本社：東京都港区、代表者：デイビッド K. トダ、靴・履物小売業)
- 5 株式会社 SIMMTECH GRAPHICS
(本社：長野県茅野市、代表者：李 珍煥、電子デバイス製造業)
- 6 株式会社サンポークリエイト
(本社：広島県広島市、代表者：新原 純平、アクセサリ・雑貨小売業)

1 企業名の公表

厚生労働省においては、平成29年から平成30年を計画期間とする雇入れ計画を作成した260社のうち雇用状況の改善が特に悪かった5社及び平成30年から令和元年を計画期間とする雇入れ計画を作成した179社のうち雇用状況の改善が特に悪かった25社の計30社を対象に、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、企業名を公表することを前提とした指導（以下、「特別指導」という。）を実施してきました。

その結果、6社は現在に至るまでも雇用状況に改善が見られないため、今般企業名を公表します。^(注)

当省では今後とも、企業名を公表した企業に対し、引き続き、雇用率達成に向けた指導を継続していきます。

<公表企業数の推移（単位：社）>

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
企業数	0	0	8	0	2	0	0	0	1	6

(注) 本来、平成29年からの雇入れ計画を作成した企業については令和元年度に特別指導を実施した上で令和2年3月に、平成30年からの雇入れ計画を作成した企業については令和2年度に特別指導を実施した上で令和3年3月に、それぞれ企業名を公表するところですが、平成30年の障害者不適切計上に伴う公務部門における障害者採用の影響を踏まえ令和元年度において特例的に「行政措置」の猶予を実施したこと及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて指導期間を延長し、今般合わせて公表するものです。

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用を促進するため、民間企業に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業は2.3%）以上の障害者の雇用を義務付けています。法定雇用率を達成していない場合は、厚生労働大臣が「障害者雇入れ計画」の作成命令（第46条第1項）や計画の適正実施の勧告（第46条第6項）を行い、勧告に従わない場合は、企業名を公表できることになっています（第47条）。

